

利用者 各位

2021年2月26日

「へやわり」利用規約改定のお知らせ

利用者におかれましては、いつも「へやわり」をご利用いただきまして、ありがとうございます。

さて、当社は、「へやわり」サービスの内容の一部改定に伴い、この度、「へやわり」利用規約（以下「本規約」といいます。）を、本規約第2条第3項に基づき、以下のように改定いたします。

1 改定の理由

これまで、転貸借契約時において、利用者の皆様から転貸初期費用を預かる代わりに敷金を不要とさせていただいておりましたが、今後は、一般的な賃貸借契約と同様に、敷金を預託していただくことに変更することになりました。

今回の規約改定は、この内容を明確にするために行います。

2 改定内容

【改定前】

第9条第1項

(略) LBSとの契約については、敷金が不要になり、転貸初期費用を支払うことで、退去時の清算も不要になります。 (略)

【改定後】

第9条第1項

(略) (削除) (略)

※上記文言の削除以外に変更点はありません。

3 規約改定の効力発生日

2021年4月1日

※なお、本規約の改定は、過去に遡及するものではありませんので、既に転貸借契約を締結して転借人なられている利用者、本規約の改定前に利用者になられている利用者につきましては、これまで通りに転貸初期費用のご利用が可能です。

なお、下記の効力発生日以降に、利用者が本サービスを利用した場合又は効力発生日までの期間内に利用契約の解除手続をとらなかった場合には、利用者は、本規約の改定に同意したものとさせていただきますので、ご確認ください。

改定後の利用規約は[こちら](#)に記載されておりますので、併せてご確認ください。

以上